

福岡県公報

平成28年3月1日
第 3 7 7 2 号

目 次

告 示 (第167号 - 第182号)

○自衛官の募集	(市町村支援課) …………… 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 5
○土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 8
公 告	
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(健康増進課) …………… 8
○土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	

	(中小企業振興課) …………… 9
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	(中小企業振興課) …………… 9
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保健衛生課) …………… 10
○建設業の許可の取消し	(建築指導課) …………… 10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 13
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 13
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 14
教育委員会	
○福岡県指定有形文化財の指定解除	(教育庁文化財保護課) …………… 14
公安委員会	
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) …………… 15
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) …………… 15
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習会の開催	(警察本部生活保安課) …………… 16

- 指定講習機関に関する法人及び代表者の変更
(警察本部運転免許試験課) ……………16
- 指定講習機関に関する法人及び代表者の変更
(警察本部運転免許試験課) ……………17
- 指定講習機関に関する法人及び代表者の変更
(警察本部運転免許試験課) ……………17
- 指定講習機関に関する法人及び代表者の変更
(警察本部運転免許試験課) ……………17

内水面漁場管理委員会

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (漁業管理課) ……………17
 - ブルーギルの駆除推進水域の指定 (漁業管理課) ……………18
- 雑 報**
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (畜産課) ……………18

告 示

福岡県告示第167号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成27年度における自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 募集種目
自衛官候補生(男子)
- 2 募集期間

平成28年3・4月入隊(男子)	平成28年3月2日から 平成28年3月10日まで
-----------------	-----------------------------

- 3 受験資格

(1) 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有する者

(2) 詳細は、募集要項による。

- 4 試験期日
平成28年3月14日(月)
- 5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1(小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳(築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1(芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12(福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277(小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所

柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所
-----------------------------------	------------------------

6 試験場の位置及び名称

筆記、口述及び身体検査の試験場

月日(曜日)	試験場	位置	名称
3月14日(月)	福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

福岡県告示第168号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 杷木穂坂
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木穂坂字堺谷
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木穂坂字堺谷	335番	1号及び12号
	334番2	2号
	353番1	3号
	353番2	4号から6号まで
	354番1	7号
	354番2	8号
	326番	9号
	327番	10号
	332番1	11号

福岡県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下の谷(4)-2	福岡市西区大字元岡(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
愛宕2丁目	福岡市西区愛宕二丁目及び三丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
徳永(e)	福岡市西区大字徳永(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下の谷(4)-2	福岡市西区大字元岡(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
愛宕2丁目	福岡市西区愛宕二丁目及び三丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1389号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮ノ浦-1	宗像市大井（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1390号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮ノ浦-1	宗像市大井（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮ノ浦-1	宗像市大井（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮ノ浦-1	宗像市大井（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年10月福岡県告示第1706号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東干田 (c)	糟屋郡須恵町大字上須恵 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年10月福岡県告示第1707号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東干田 (c)	糟屋郡須恵町大字上須恵 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

伏原3	田川郡福智町赤池 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
伏原4	田川郡福智町赤池 (別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
伏原3	田川郡福智町赤池 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
伏原4	田川郡福智町赤池 (別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第179号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
久留米市
- 2 事業の種類

城島ふれあいセンター敷地整備保全事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県久留米市城島町浜字内潟地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である久留米市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成27年度予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

久留米市では、久留米市新総合計画（第3次基本計画）における「心豊かな市民生活を創造するまち」づくりの施策として「生涯を通じて学び、活かせる環境の整備」を掲げており、地域における市民の主体的な生涯学習活動の促進やまちづくり活動の活性化に向け、校区コミュニティ組織等の団体と連携・協力しながら講座等を実施するとともに、多様な生涯学習機会を提供する社会教育団体の活動を支援することとしている。

そのため、社会的なニーズや課題に対応した講座やイベントの開催など、子どもから高齢者まで、誰もが学べる機会を充実させるとともに、市民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、個々のニーズに応じた生涯学習の場が必要となっている。

城島ふれあいセンターは、久留米市の南西部にあたる城島地域に宿泊施設を備えた生涯学習施設として、昭和60年に建設されたものである。その後、昭和63年には、地域住民の親子のふれあいや、自然に親しむことなどを目的として、反射望遠鏡

を備えた天文台も設置されている。

城島ふれあいセンターでは、これまで青少年の健全育成や生涯学習の推進を目的に、会話術や接遇教室、パソコン講座や医療事務講座等の就労支援事業、青少年健全育成のための宿泊研修事業、ライフプランニング講座や料理教室等の家事支援事業、語学や楽器等の趣味・教養・健康講座、大型望遠鏡を備えた天文台による天体観測会等多くの事業を開催しており、市民のための生涯学習の場として活用されている。

城島ふれあいセンターの敷地の一部については、昭和56年度に実施された県営干拓地等農地整備事業により整備されたものであり、当該施設の設置以降、地権者と借地契約を締結し使用している。

本件事業は、土地賃貸借契約を締結し借地で対応していた城島ふれあいセンターの敷地の一部について、土地所有者と賃貸借契約の更新の協議が整わないことから、地域住民の社会教育活動及び生涯学習活動を推進する当該施設の永続的な利用を確保するため、久留米市で用地を取得することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、城島ふれあいセンターの安定的な運営を図ることができ、社会教育活動及び生涯学習活動の推進並びに地域住民の交流等に大きく寄与するなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられず、既に起業地を城島ふれあいセンターの用地として利用していることなどから軽微なものであると認められる。

ウ また、本件事業は既に施行している事業用地を買収により保全するものであり、城島ふれあいセンターを整備するに当たっては、新たに近接している土地を取得し当該施設の敷地として整備する案も考えられるが、造成工事及び当該施設の改築工事等が必要になることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると、本件事業に係る起業地を保全することが最も合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、城島ふれあいセンターの安定的な運営を図ることができ、社会教育活動及び生涯学習活動の推進並びに地域住民の交流等に大きく寄与することなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、久留米市から申請のあった城島ふれあいセンター敷地整備保全事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

久留米市城島総合支所（文化スポーツ課）

福岡県告示第180号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字二田の本15389の2、字平迫15670の1、字イラノ迫15686、字赤崩15717

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字二田の本15389の2（次の図に示す部分に限る。）、字平迫15670の1（次の図に示す部分に限る。）、字イラノ迫15686（次の図に示す部分に限る。）、字赤崩15717（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第181号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字後藤7736の1から7736の3まで、7737の1、7741、7742、7747、7749、7753の2、字上原7785、7787、7788、字金原15298の1、14900の3（次の図に示す部分に限る。）、字順谷15363、15368、字上ノ山15442、字西15455から15458まで、15462

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字後藤7736の1・7736の2・7741・7742・7747・7749・7753の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字上原7785・7787・7788（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字金原14900の3、15298の1（次の図に示す部分に限る。）、字順谷15363（次の図に示す部分に限る。）、字上ノ山15442（次の図に示す部分に限る。）、字西15455から15458まで・15462（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸線 黒木	八女市上陽町上横山2965番3先から 八女市上陽町上横山2968番先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年福岡県規則第57号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年2月26日

公告

久山町上山田土地区画整理事業の施行者である久山町上山田土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成28年2月10日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志登字相テキ418番1及び418番5から418番14番まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市前原西五丁目1番31号
株式会社へいせい
代表取締役 西原 幸作

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン ・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛	西友志免店 糟屋郡志免町志免中央三丁目4番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン ・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛	サニー大木町ショッピングセンター 三潞郡大木町上八院1732番地1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成28年2月10日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 スーパーセンタートライアル大刀洗店
(2) 所在地 三井郡大刀洗町鶴木1440-1外 13筆
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 永田 久男	福岡市東区多の津一丁目12番2号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 永田 久男	福岡市東区多の津一丁目12番2号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成28年10月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,175平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
敷地北西側	192
敷地西側	15
合 計	207

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物正面北側	60
合 計	60

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物東側	144.72
合 計	144.72

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内西側	4.779
建物内南西側	7.170
建物内南東側	8.250
合 計	20.199

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場出No.	出入口の数	位 置
来客用駐車場①	2箇所	敷地北西側および南東側
来客用駐車場②	1箇所	敷地南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県食品取扱条例施行規則（昭和33年福岡県規則第20号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成28年3月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年2月26日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成28年2月17日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(有) トヨシゲ	福岡市東区馬出4-1-37	榊 潤一	平成23年11月18日 福岡県知事許可（般-23） 第106194号

3 処分の内容

大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社トヨシゲの取締役は、刑法第204条（傷害罪）及び刑法第261条（器物損壊罪）により平成27年12月18日に福岡簡易裁判所から罰金30万円の判決を受け、平成28年1月5日にその刑が確定しており、建設業法第8条第8号の欠格要件に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年1月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 シュロアモール筑紫野西側敷地

(2) 所在地 筑紫野市原田836番地4

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

変更前	変更後
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 上原 治也	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林 辰雄

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社積文館書店 代表取締役社長 遠藤 光一 福岡市南区大楠二丁目23番5号	株式会社積文館書店 代表取締役社長 松本 敏明 福岡市南区大楠二丁目23番5号
株式会社デオデオ 代表取締役社長 友則 和寿 広島県廿日市市木材港南8-22	株式会社エディオン 代表取締役会長兼社長 久保 允誉 大阪府大阪市北区堂島一丁目5番17号
株式会社迫田 代表取締役社長 迫田 博信 鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目9-17	株式会社迫田 代表取締役社長 迫田 博信 鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目9-17
株式会社フタタ 代表取締役 二田 孝文 福岡市中央区天神三丁目1番1号	株式会社フタタ 取締役会長 二田 孝文 福岡市中央区天神三丁目1番1号
株式会社立石光視堂 代表取締役 立石 繁幸 久留米市中央町35番16号	株式会社立石光視堂 代表取締役社長 立石 将人 久留米市中央町35番16号
有限会社ビーエフユー 代表取締役 古川 鉄広 筑後市長浜2222	株式会社ビーエフユー 代表取締役 古川 鉄広 筑後市長浜2222
テレコム三洋株式会社 代表取締役 山口 信義 大阪府大阪市北区西天満五丁目9番3号アールビル本館5階	株式会社ティーガイア 代表取締役社長 澁谷 年史 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
-	株式会社オレンジコーポレーション 代表取締役 吉本 譲二 大川市榎津字153番地3
-	株式会社ピースパサプライ 代表取締役 榎山 司 福岡市西区橋本一丁目9番47号
-	プランニングコミット株式会社 代表取締役 青木 友造 熊本県熊本市東区上南部二丁目1番90号
-	有限会社洗光舎 代表取締役 室井 吉國 春日市惣利二丁目14番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年1月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 加布里ショッピングセンター
- (2) 所在地 糸島市神在1389番1 外18筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年1月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー那珂川中原店
- (2) 所在地 筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成28年1月29日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 サニー筑後ショッピングセンター
(2) 所在地 筑後市大字山ノ井字扇田737番1号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成28年1月29日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 サニー那珂川店
(2) 所在地 筑紫郡那珂川町片縄三丁目113番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成28年1月29日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ザ・モール春日店
(2) 所在地 春日市春日五丁目17番地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月1日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成28年1月29日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 サニー光が丘店
(2) 所在地 筑紫野市光が丘四丁目1番1号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス株式会社 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号

教育委員会

福岡県教育委員会告示第3号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第5条第3項の規定により、次の福岡県指定有形文化財の指定を解除する。

平成28年3月1日

福岡県教育委員会

名称	関係告示	指定解除年月日
今村教会堂	平成18年3月3日福岡県教育委員会告示第8号	平成27年7月8日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第50号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年3月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成28年4月20日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること

- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第51号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年3月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成28年4月22日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県行橋市行事3丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署
平成28年4月27日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成28年4月28日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第52号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成28年3月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年5月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成28年5月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年5月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第53号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月1日

福岡県公安委員会

表中

荻田自動車学校 京都郡荻田町大字集2637 中 島 洋 美	荻田自動車学校 京都郡荻田町大字集2637	を
-------------------------------------	--------------------------	---

に、

K Gホールディングス株式会社 福岡市中央区天神3-9-33 嘉 久 明 子	荻田自動車学校 京都郡荻田町大字集2637
--	--------------------------

を

瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4 中 島 洋 美	瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4
---------------------------------------	----------------------------

KGホールディングス株式会社 福岡市中央区天神3-9-33 嘉久明子	瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4
--	----------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第54号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月1日

福岡県公安委員会

モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1 中島洋美	モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1
---	-----------------------------------

を

KGホールディングス株式会社 福岡市中央区天神3-9-33 嘉久明子	モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1
--	-----------------------------------

に、

瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4 中島洋美	瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4
------------------------------------	----------------------------

を

KGホールディングス株式会社 福岡市中央区天神3-9-33 嘉久明子	瀬高自動車学校 みやま市瀬高町長田3539-4
--	----------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第55号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関

の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月1日

福岡県公安委員会

モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1 中島洋美	モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1
---	-----------------------------------

を

KGホールディングス株式会社 福岡市中央区天神3-9-33 嘉久明子	モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台4-6-1
--	-----------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第56号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成10年4月福岡県公安委員会告示第57号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月1日

福岡県公安委員会

苅田自動車学校 京都郡苅田町大字集2637 中島洋美	苅田自動車学校 京都郡苅田町大字集2637
----------------------------------	--------------------------

を

KGホールディングス株式会社 福岡市中央区天神3-9-33 嘉久明子	苅田自動車学校 京都郡苅田町大字集2637
--	--------------------------

に改める。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コ

イヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成28年3月1日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成28年3月1日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

雑 報

福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成28年3月1日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

- (1) 福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画の変更に係る答申案

2 答申案の概要

- (1) 福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画の変更に係る答申案

【シカ】

○第4期計画の変更

平成26年度に実施したシカモニタリング調査とシカ生息数調査に基づき、生息数と生息地域別の管理目標を変更するもの。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業について明記するもの。

【主な変更点】

- ・第4回生息数調査に基づく生息地域ごとの生息密度、推定生息数等の変更。
（平成26年度末時点の本県のシカ生息数：約25,300頭）
- ・当面の年間捕獲数の変更。
（当面年間9,000頭の捕獲を継続することで、最終目標生息数3,000頭水準（平成31年度）の達成を目指す）
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項の追加。

3 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）
- (6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期限

平成28年3月1日（火）から平成28年3月14日（月）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県農林水産部畜産課

(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(ファクシミリ) 092-643-3517

(電子メール) chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

※問い合わせ先：092-643-3498

(別紙)

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見を提出する 答申書	福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第4期)の変更に係る答申案
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。